

答 申

1 審査会の結論

豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が「豊橋市立〇〇中学校が豊橋市教育委員会に提出した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の個票（市教委が2005年度～2006年度に県教委に提出するために作成した調査票の基礎資料）」を非公開としたことは一部について妥当でなく、発生件数（該当件数がないため空欄となっている部分、回答内容を推測させる部分及び該当がない旨の記載部分を含む。以下同じ。）以外の部分は公開すべきである。

2 実施機関の説明の要旨

公文書公開請求に係る文書（以下「本件公文書」という。）についての教育委員会の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、文部科学省が行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の個票である。

(2) 非公開とした理由

本件公文書は、調査票における回答項目の記載の有無にかかわらず、調査票全体として教育委員会の調査研究に係る事務に関係しており、公開するとその公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。よって、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第7号ウに該当するため非公開とした。

3 異議申立ての内容

異議申立人の異議申立てに係る説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成19年1月10日付けで行った公開請求に対して教育委員会が同年2月7日付けで非公開とした処分の取消しを求めるというものである。

## (2) 異議申立ての理由

ア 公開することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする教育委員会の非公開理由は理解不能である。

イ 本件情報を公開することにより、具体的にどのような支障を及ぼすおそれが高度の蓋然性をもって予測され得るのかが全く示されていない。

ウ 他の自治体では同様の情報はすでに広く公開されている。

## 4 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

### (2) 本件公文書について

条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるものを非公開とするものである。以下、本件公文書がこの規定に該当するか検討する。

本件調査は、暴力行為、出席停止、いじめ、不登校、体罰等の件数を回答するものであるが、これら問題行動の把握については調査票の作成者の主観的判断に左右されやすいものであるといえる。また、調査で求められている問題行動のきっかけ、理由等の分類は、問題行動の態様がケースごと様々であることから、分類が困難な場合もありうる。このような性質を持つ調査において、調査票の公開を前提に調査を行うとすれば、調査票の作成者は、過度に慎重な判断をし、問題行動の実態を過少に評価し回答する可能性がある。

また、問題行動の件数は、担当教師が生徒の様子を熱心に観察することによって発見した件数であって、当該学校の問題行動のすべてを示すものではない。しかし、調査票を公開すると、件数のみが評価され、生徒やその保護者に単に問題行動の多い学校という印象を与える可能性は否定できず、調査票の作成者は、ありのまま回答することを躊躇するおそれがある。

以上により、調査が形骸化し、今後の調査事務に支障が生じるおそれがあるため、本件公文書は、条例第6条第1項第7号に該当する。ただし、本件公文書のうち発生件数以外の部分は、公開しても前述のような支障が生じるおそれがあるとは認められないため、同号に該当しない。

以上により、本件公文書のうち発生件数の部分について非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

### (3) まとめ

以上により、本件公文書のうち、発生件数の部分以外は公開すべきである。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
19. 3. 9	○諮問（第47号）
19. 6. 25	○実施機関から非公開理由説明書を受理
19. 6. 27 (第16回第1部会)	○実施機関職員から非公開理由を聴取
19. 7. 3	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
19. 11. 6	○異議申立人から意見書を受理
19. 11. 14 (第18回第1部会)	○異議申立人の意見陳述 ○審査
19. 12. 19 (第19回第1部会)	○審査
20. 1. 17 (第20回第1部会)	○審査
20. 2. 29 (第21回第1部会)	○審査
20. 4. 3 (第22回第1部会)	○審査
20. 4. 23	○答申内容の決定

第 1 部 会	氏 名	所 属 団 体 等
	榊 原 秀 訓	南山大学
	河 邊 伸 泰	弁護士
	渡 辺 齊	名古屋学院大学